

様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの
		第五世代移動通信システムを使用するもの
		三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	ワイヤレス固定電話	
10	衛星移動通信サービス	
11	FMCサービス	
12	インターネット接続サービス	
13	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
14	DSLアクセスサービス	
15	FWAアクセスサービス	
16	CATVアクセスサービス	
17	携帯電話・PHSアクセスサービス	
18	三・九一四世代移動通信アクセスサービス	
19	第五世代移動通信アクセスサービス	
20	ローカル5Gサービス	
21	フレームリレーサービス	
22	ATM交換サービス	
23	公衆無線LANアクセスサービス	
24	BWAアクセスサービス	全国BWAアクセスサービス
		地域BWAアクセスサービス
		自営等BWAアクセスサービス
25	IP-VPNサービス	
26	広域イーサネットサービス	
27	衛星アクセスサービス	
28	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
29	アンライセンスLPWAサービス	
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	

31	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
32	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		PHSに係るもの
		ローカル5Gサービスに係るもの
		BWAアクセスサービスに係るもの
33	ドメイン名電気通信役務	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの
		第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの
		第59条の2第1項第2号に掲げるもの
34	電報	受付及び配達の実務を行う場合
		受付及び配達の実務を行わない場合
35	上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	